

## 定期審査の事務手続きの概要



STEP2 内の「受理の通知」から STEP5 までの標準的な期間は 6 か月です。ただし、是正処置など申請者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます。

以下に各 STEP の留意事項を記載します。

### [STEP1] 申請

定期審査は、認証契約日から、3年以内に1回以上の頻度で定期的実施します。申請書提出期限までに「申請書(1)~(4)」、「品質管理実施状況説明書」及び必要な書類を一緒に提出してください。申請書は日本語で作成してください。

(1) 電子データによる申請の場合は、送付先を HP のお問い合わせから確認後送付願います。

提出部数は1部(正本のみ)になります。

(2) 書面による申請の場合は、

〒114-000 東京都北区豊島 7-26-28 本部 JIS 認証 まで送付願います。提出部数は2部(正本・副本)になります。

### [STEP2] 申請受付

申請書の受理後、「受理の通知書」、「審査計画書」及び「手数料見積書」を送付いたしますので、内容を確認いただいた後、定期審査を実施いたします。

**[STEP3] 定期審査**

初回審査時に確認した品質管理体制のとおり、維持・運用、効力を有しているか、鉦工業品が JIS 規格に適合しているかを審査いたします。

初回試験の全要素を実施します。ただし、車両検が必要ないと認めた場合は、試験項目の一部を省略して実施する場合があります。

定期審査は認証の区分毎が原則ですが、対象工場が複数の認証の区分を持ち、しかも同一の品質管理体制の場合にはまとめて実施します。

認証取得者は、JIS 産業規格表示認証に係る製品の製品検査の外注先として車両検を指定することができません。